

飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市教育委員会

教育長 桑原 昭 佳

飯塚市教育委員会規則第1号

飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>(部、課、係等の組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>教育部</p> <p>(中略)</p> <p>学校教育課</p> <p>教職員係 放課後児童係 指導係 働き方・部活動改革担当 学 校人権教育室 人事担当 教育研究所 <u>教育支援センター</u></p> <p>教育施設課</p> <p>施設維持係 <u>施設整備担当</u></p> <p>生涯学習課</p> <p>生涯学習係 <u>生涯学習施設係</u> 中央公民館・図書館係</p> <p>(中略)</p> <p>(事務分掌)</p>	<p>(部、課、係等の組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>教育部</p> <p>(中略)</p> <p>学校教育課</p> <p>教職員係 放課後児童係 指導係 働き方・部活動改革担当 学 校人権教育室 人事担当 教育研究所 <u>適応指導教室</u></p> <p>教育施設課</p> <p>施設維持係 <u>施設整備係</u></p> <p>生涯学習課</p> <p>生涯学習係 <u>生涯学習ひろば担当</u> 中央公民館・図書館係</p> <p>(中略)</p> <p>(事務分掌)</p>
<p>第3条 (略)</p> <p>教育総務課</p> <p>(略)</p> <p>学校教育課</p> <p>(略)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>教育総務課</p> <p>(略)</p> <p>学校教育課</p> <p>(略)</p>

働き方・部活動改革担当

- (1) (略)
  - (2) 中学校部活動の地域展開に関する事。
- (略)

教育支援センター

- (1) 教育支援センターの運営及び管理に関する事。

教育施設課

施設維持係

- (1)～(3) (略)
- (4) 課の庶務に関する事。

施設整備担当

- (1)～(2) (略)

生涯学習課

生涯学習係

- (1) 交流センターにおける生涯学習係の所管事業の統括に関する事。
  - (2) 社会教育委員の会に関する事。
- (3)～(7) (略)

働き方・部活動改革担当

- (1) (略)
  - (2) 中学校部活動の地域移行に関する事。
- (略)

適応指導教室

- (1) 適応指導教室の運営及び管理に関する事。

教育施設課

施設維持係

- (1)～(3) (略)

施設整備係

- (1)～(2) (略)
- (3) 課の庶務に関する事。

生涯学習課

生涯学習係

- (1) 社会教育委員の会に関する事。
  - (2) 社会教育施設の設置及び廃止に関する事。
- (3)～(7) (略)

- (8) 庄内生活体験学校の管理運営に関すること。
- (9) 放課後子ども教室推進事業に関すること。
- (10) 熟年者マナビ塾推進事業に関すること。
- (11) 生涯学習ボランティアネットワーク事業に関すること。
- (12) 生涯学習ひろば事業に関すること。
- (13) 地域活動指導員に関すること。
  
- (14) その他社会教育の振興に関すること。
- (15) 男女共同参画推進センターの施設利用に関すること。

#### 生涯学習施設係

- (1) 子ども図書館の整備に関すること。
- (2) 生涯学習に関すること。
- (3) 人権教育に関すること。
- (4) 国・県補助金に関すること。
- (5) 飯塚図書館及び中央公民館等の複合施設整備に関すること。

- (8) 少年の船に関すること。
- (9) 体験学校の管理運営に関すること。
- (10) 体験学校の指定統計及び資料に関すること。
- (11) 放課後子ども教室推進事業に関すること。
- (12) 熟年者マナビ塾に関すること。
- (13) 生涯学習ボランティアネットワーク事業に関すること。
  
- (14) 地域活動指導員に関すること。
- (15) 通学合宿に関すること。
- (16) 嘉飯桂地域未来の地域リーダー育成事業に関すること。
- (17) その他社会教育の振興に関すること。

#### 生涯学習ひろば担当

- (1) 生涯学習ひろばの事業に関すること。
- (2) 子ども図書館の整備に関すること。
- (3) 生涯学習に関すること。
- (4) 人権教育に関すること。
  
- (5) 飯塚図書館及び中央公民館等の複合施設整備の推進に関すること。

(6) 飯塚図書館及び中央公民館等の複合施設の維持管理に関すること。

(7) 飯塚市立図書館(筑穂館、庄内館、穂波館及び穎田館を含む。以下「図書館」という。)の施設整備に関すること。

(8) 図書館の維持管理に関すること。

(9) 庄内生活体験学校の施設整備に関すること。

(10) 庄内生活体験学校の維持管理に関すること。

(11) 穂波青少年野営訓練所の管理運営に関すること。

(12) 中央公民館及びその他社会教育施設等の設置、廃止及び処分に関すること。

(13) 男女共同参画推進センターの施設利用に関すること。

中央公民館・図書館係

(1) 交流センターにおける中央公民館・図書館係の所管事業の統括に関すること。

(2)～(7) (略)

(8) 中央公民館講座等の開催に関すること。

(9) 各種社会学級に関すること。

(10) 国・県補助金に関すること。

(6) 飯塚市立図書館穂波館施設整備の推進に関すること。

中央公民館・図書館係

(1) 交流センターにおける社会教育及び生涯学習事業を統括し、事務事業の連絡調整を行うこと。

(2)～(7) (略)

(8) 社会教育・中央公民館等の指定統計及び資料に関すること。

(9) 講座の開設及び討論会、講習会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

(10) 婦人学級、高齢者学級及びその他社会学級に関すること。

(11) 市民活動の推進に関すること。

(12) 国、県補助金に関すること。

- (11) 図書館の事業計画及び調整に関すること。
- (12) 図書館の管理運営に関すること。
- (13) 図書館運営協議会に関すること。
- (14) 人材(ボランティア等)の発掘及び育成に関すること。
- (15) 読書活動の推進に関すること。
- (16) その他図書館全般に関すること。
- (17) 男女共同参画推進センターの施設利用に関すること。
- (18) 課の庶務に関すること。

文化課

(略)

(部、課、係等の長等)

- (13) 飯塚図書館及び中央公民館等の複合施設の維持管理に関すること。
- (14) 中央公民館施設整備の推進に関すること。
- (15) 中央公民館その他社会教育施設の設置及び廃止に関すること。
- (16) 飯塚市立図書館(筑穂館、庄内館、穂波館及び潁田館を含む。以下「図書館」という。)の事業計画及び調整に関すること。
- (17) 図書館の管理運営に関すること。
- (18) 図書館統計に関すること。
- (19) 図書館運営協議会に関すること。
- (20) 人材(ボランティア等)の発掘及び育成に関すること。
- (21) 資料選定委員会に関すること。
- (22) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (23) その他図書館全般に関すること。
- (24) 穂波青少年野営訓練所の管理運営に関すること。
- (25) 学校施設の目的外使用に係る事務に関すること。

- (26) 課の庶務に関すること。

文化課

(略)

(部、課、係等の長等)

第5条 (略)

2 教育研究所及び教育支援センターに所長を、中央公民館及び歴史資料館に館長を、学校人権教育室及び文化財保護推進室に室長を置く。

第5条 (略)

2 教育研究所及び適応教室に所長を、中央公民館及び歴史資料館に館長を、学校人権教育室、ICT推進室及び文化財保護推進室に室長を置く。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。